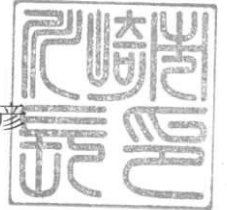


写

2川環廃第995号
令和3年1月21日

川崎市環境審議会
会長 佐土原 聡 様

川崎市長 福田 紀彦



産業廃棄物に関する施策の方向性について（諮問）

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例（平成4年12月24日 川崎市条例第51号）第45条の2の規定に基づき、標記の件について、貴審議会の御意見を伺います。

（諮問の趣旨）

産業廃棄物に関しては、国において「循環型社会形成推進基本法」に基づく循環基本計画や廃棄物処理法の改正、各種リサイクル法の制定等の法的基盤の整備等がされるなど、3Rの取組が進められるとともに、本市においても、「環境保全と安全・安心を確保し、質にも着目した循環型社会の実現」を基本理念に掲げた「第6次川崎市産業廃棄物処理指導計画」を平成28（2016）年度に策定し、3Rを基本として適正処理等に重点をおいた取組を推進してまいりました。その結果、本市の産業廃棄物の排出量や最終処分量は概ね減少傾向にあります。

一方で、今後の産業廃棄物施策においては、更なる3Rや適正処理等の推進に加え、脱炭素社会、プラスチック資源循環、災害廃棄物対策等への対応が求められており、こうした社会状況の変化等を踏まえた計画を策定して施策を推進していく必要があると考えております。

つきましては、産業廃棄物に関する施策の方向性について貴審議会の専門的かつ幅広い見地からの御意見を伺うものです。

（環境局生活環境部廃棄物指導課担当）

電話 044-200-2596